

せられ、功封三千戸、功田一百町を給はり、鑄錢舉稻及び惠美の家印を用ふることを聽されぬ。是に於てか、押勝は官名の改稱をなし、力めて唐朝風となし、彼が豪華好の心を満足せんとし、終には武を外國に輝さんことを志し、北陸山陰山陽南海の諸國に命じて船五百艘を造らしめ、大に新羅を征せんとを欲せり。天平寶字四年には先帝孝謙、押勝を大師に任ず。大師は大政大臣なり。既にして天平寶字四年六月光明子崩ず。宮廷の權威は孝謙の手に歸せしと雖も、孝謙は固より押勝の左右する所なり。其歳八月には藤原不比等に近江十二郡を追贈して、封じて淡海公と爲し、武智麻呂房前に太政大臣の贈官あり。押勝威福を擅にして、其云ふが儘に行はれざるなし。彼が天下の怨府となりたるは、固より其分なり。

押勝の勢威は中外を震はしむるに足れり。其第宅を楊梅宮の南に起して、東西に樓を構へ、高く内裏に臨み、南面の門を櫓となし、其子三人眞光、訓儒麻呂、朝獮並に參議たり。近江國淺井高島二郡の鐵穴二處は朝廷より賜ひて、富貴其極に達せり。されば藤原良繼(宇合の子)の如き怒て之を討たんとしたりしも、また露れて一敗地に塗れき。然れども押勝の榮華の夢も長へに續かざりき。彼は奈良麻呂の如き良繼の如き外部の敵は之を壓し得るの權力あり。然れども内部よりして彼が唯一の本據として頼める朝廷の寵遇を奪ふものあらば、是れ彼が榮華の夢破るゝの時なり。然れども彼は固より斯ることの天より墜下し來らんは夢想し得ざりしなり。夢想せざりしは彼が失策なり。

押勝の孝謙に對する關係の有無は一個の疑問なり。然れども押勝の寵遇を得たるは猶ほ正面的に於て、即ち君臣的なりしを信せんと欲す。押勝にして不臣の志あらしめば、永く處女なりし孝謙の出來心を誘ふことも易々なりしなるべし。よしや押勝五十有餘の老人なりとも、孝謙好奇の心に投ずること、は或は得たらん。然れども押勝は斯くまでに不届者ならざりき。彼れ自ら不届者ならざりしが、故に其背後に不届者の生ずるを夢想し得ざりき。彼にして斯る不届の所行ありとすれば、今少しく猜忌の眼を以て孝謙を監視し、他に競争者を生ぜざらしむべき筈なり。彼が斯る不届者の出づるに注意せざりしは失策なりしと雖も、彼が潔白なるを證するには好材料なりき。

第十章 弓削法主

天下の勢は獨り其表面に現はれずして、裡面に隠々として伏在するなり。王權の大なる君主獨裁の世は、宮廷なるものは、隠々として伏藏せる大なる勢力にして、是が爲に政治上の權力も壓伏せらるゝを免れず。後宮の勢力が如何に東洋に於て又西洋に於て君主獨裁の世に働きたるかを見るも興味ある問題なり。さしも一世に雄視したる藤原仲麻呂も此潛勢力の逆襲に依て俄然破れき。

帝文武以後、法界に鎮たりしもの、大寶三年義淵、僧正となりて、前後二十五年、神龜五年其入滅に至るまでは、徳望並ぶものとして、はなかりき。義淵没するの歳、大僧都觀成も其職に在らず

なりて、少僧都辨正、義淵の後を襲ひ、天平二年僧正となりて同八年に及べり。九年より十六年までは、立防僧正として、中外に雄視し、十七年には、行基大僧正となり、天平勝寶元年に至るまで其職に在り。天平勝寶二年には、大僧都行達のみなりしが、翌年には來朝の僧菩提、僧正となり、天平寶字四年其入滅に至るまで、宗教界の首班たりき。既にして、大僧都良辨之に襲て、天平寶字七年、僧正となれり。妖僧道鏡が、少僧都となり、奇異なる出世の階を作りたるは、實に此歳に在りき。

僧侶が禁掖に出入し、屢内道場に入出入するは、後宮閨門紊亂の端たらざるを得ず。方正謹直なる僧侶なれば之を慮るに足らずと雖も、野心あり操行正しからざる墮落坊主の出入は、最も險呑なり。僧侶の淫縱姦佞は俗人に比して遙に勝れたり。既

に立防の如きも、恠むべき點少からず。全くの無罪とは宣告し難し。斯る弊風は佛法崇敬の孝謙朝にもつゝかれ、僧侶は禁掖中に時を得顔に翹翔し、幫間的に御機嫌とりしとも少からざりしなり。孝謙は既に不惑の歳には達し給ひしかど、猶處女にてましましき。之を誘惑するものあらば、墮落は保し難し。天平寶字五年十月平城宮改作の爲に孝謙は暫らく近江國保良宮にましませり。時に僧道鏡侍して従ふ。彼れ固より不敵の曲者なり。其才氣に於て、其野心あるの點に於ては、立防に優ると豈啻に一等のみならんや。彼は俗姓を弓削連と云ひ、河内の人なり。但し皇胤紹運録及び七大寺年表には、天智天皇の孫にして、施基皇子の子となせり。公卿補任亦一説として之を掲ぐ。然れども、固より信ずべき限に非ず。神器を覬覦したりと云ふを以

て、是を臣下以上になして糊塗せんとしたる後人のさかしら
 事なるべし。天平八年九月の詔にも此禪師の晝夜朝廷を護り
 仕へまつるを見るに先祖の大臣として仕へ奉りし位名を繼
 むと念ひてある人なりと云ひて云々とあるを見るも天智の
 孫、施基の王子ならざるは分明なるに非ずや。其先祖は大臣な
 りと云ふ。施基皇子は位は二品に至り、靈龜元年を以て薨じた
 る人なれども、大臣の職に就きたるとなし、況や之を稱して先
 祖とは云ふべからず。但し弓削氏は物部氏より出てたるを以
 て物部大連を指せるなるべしと云ふも疑はし、然れども其疑
 はしきを以て重を皇胤説に歸するが如きは更に不可なり。
 道鏡は義淵に従て學び、初は葛城山に入て如意輪法を修め
 て名あり。孝謙之を聞し召し、保良宮の行幸、龍體違和の事あり

ければ、道鏡をして宿耀秘法を修めしめ、殊に驗あり。依て少僧
 都に任じ給ひ、是より漸く寵あり。かくて其信任あるに従ひ、不
 埒なる所行も生じたりと見ゆ。彼は學もあり識もありたるな
 るべけれど、それよりは寧ろ女主の機嫌を取るの術に長ぜり。
 素より彼は殘香褪色の孝謙と戀愛に陥りたるものに非ず。彼
 は是を假りて、女主を籠絡し、而して自家の權威を加へ、威福を
 擅にせんどの野心を果さんとするに外ならざりき。道鏡が仲
 麻呂を退けたるは、自家取て代らんが爲めなり。朝廷の爲に非
 ず、天下の爲に非ず、人民の爲に非ずして、唯自家の爲めなりき。
 仲麻呂權威を擅にすと雖も、彼の人物は割合に小なり。到底大
 なる惡事を仕遂げ得るの才に非ず。道鏡に至ては是に異れり。
 彼は豪膽なり、大奸なり。政治上の首として、宗教上の長として、

民に臨み其下を籠絡するに於て又術ありき。仲麻呂は天位を
 覬覦するが如き大膽なるものに非ず。道鏡の眼中孝謙なく百
 官なく人民なく朝廷なきものとは異れり。道鏡が仲麻呂を退
 けたるを以て國家に功ありとなせば天下に奸物はなき筈な
 り。道鏡なくとも仲麻呂は天下の怨府なり。自ら潰えざるべか
 らず。仲麻呂に代ふるに道鏡を以てしたるは狐に更ふるに狼
 を以てしたる類なりけんかし。

悪事千里を走り醜聲外に漏れて帝淳和の御耳にも入りけ
 れば帝も苦々しく思ほして顔を犯して諫め奉りぬ。若し孝謙
 にして其謚號の示すが如く至極内氣にして允に孝允に謙な
 る御方なればよしや年老いての色情なりとは云へ自家の地
 位に鑑み良心に耻ぢて後宮深く隠れ給ひしなるべし。然れど

も孝謙は決して内氣なる温厚なる方にてはましまさざりき。
 又才識ある深慮ある婦人にてはましまさざりき。寧ろ執拗な
 る利己心に富める浅慮なる方なりき。況や當時は老年の色情
 燃はんばかりの時なりしに於てをや。孝謙の眼には朝廷なく
 人民なく國家なく。獨り道鏡のみありしなり。されば帝の諫言
 はいたく孝謙の御氣色を損し天平寶字六年五月車駕保良宮
 より平城宮に還るや帝は中宮院に御し孝謙は法華寺に御し
 給ひぬ。其六月孝謙の詔はよしや道鏡の黒幕に備はるありと
 は云へ。孝謙の孝謙ならずして執拗なる才はじけたる女子に
 てましませるを示して餘ありと云ふべし。其詔に云ふ

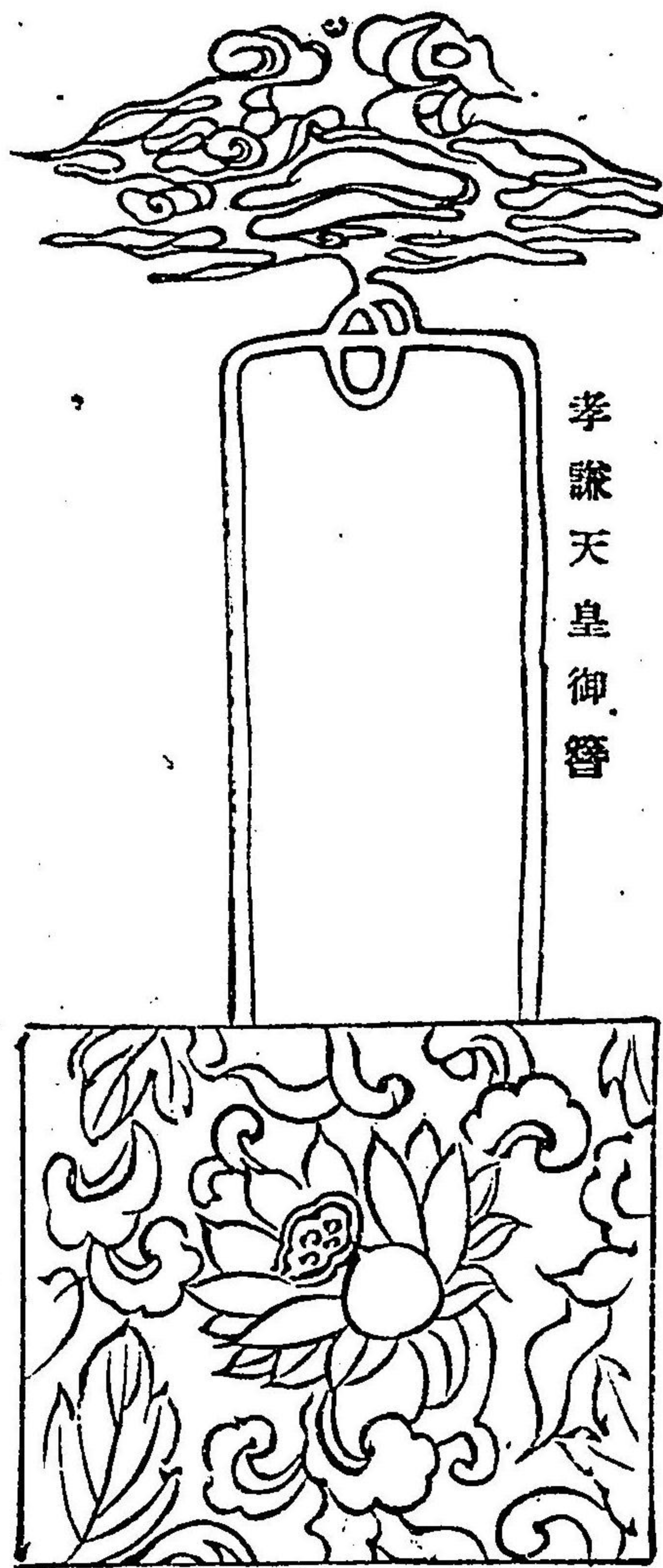
太上^{オホキミメヲミコト}天皇の御命もちて^{ミコト}卿^{マヘツギミタテ}等諸くに語らへと宣はく^ア朕
 が^{オホキミサキ}大皇后の御命もちて^ア朕に告げ給ひしく岡本宮に^{アモノシタシロシメシ}御守

天^{スメラミコト} 皇の日繼はかくて絶になむとす。女子^{サメナコ}の繼ぎにはあれども、嗣^{ミカド}がしめむと宣ひて、此の政行ひ給ひき。かくして今の帝^{ミカド}を立て、すまひくる間に、うやくしく相從ふことは無くして、どひとの仇の言へる如く、言ふまじき言も言ひぬすまじき行^{ワヤ}もしぬ。大方かく云はるべき朕^{アレ}には、在らず、別宮^{コトミヤ}に御坐^{オホマシ}まさむ時しかば、言はめや。此は朕^{アレ}が劣^{オホチナキ}に依りてかく言ふらしと、念ほし召せば、愧かしみ、いとほしみなも念ほす。又一つには、朕^{アレ}が菩提の心を起すべきよしにあるらしとなも念ほす。是を以て家を出て、佛の弟子と成りぬ。但し政事は常の祀^{イサ、ケキ}り小事^{イサ、ケキ}は、今の帝行ひ給へ。國家^{ミカド}の大事賞罰^{オホツツモト}二柄は朕^{アレ}行はむ。かくの狀^{サマ}聞食しさとれと宣ふ御命^{ミコト}を、衆聞食^{モロク}さへと宣る。

垂簾政治の實は是に於て發表せられぬ。押勝にして、大器あり、事實に於て權力を掌握するものならば、斯くの如き詔勅は下るべからざる筈なり。帝の打撃せらるゝは、是れ押勝の打撃せらるゝなり。道鏡寵を受くと雖も、猶眇たる内道場の禪師のみ。押勝が之を壓伏し、之を退くるに於ては難からじ。然れども、押勝は唯自家の虚榮心を満たすより、他に識量なき人物なり。若し孝謙にして内氣なる優柔なる唯の女性ならしめば、押勝斯くの如き小才なりと雖も、之を操縦し、其儘ならしむるは易々たりしなり。然れども、孝謙は云ふ程の孝謙に非ず。利己主義の強き才は、じけたる人並ならぬ英物にてましませり。押勝の自由に任せ得る君にては、あらざりき。押勝は愚物なり。彼は勢の推移するを知らざりき。彼れ身は



樂 散 盡 所 弓 彈



孝 謙 天 皇 御 簪

禪 御 皇 天 謙 孝

太師たるに非ずや。一家顯要の地位にあるもの少からず。累世の門閥を以て、一身に餘れる寵遇を負ひて、一妖僧を退けんこと何の難きとかこれあらん。彼と廣嗣とは其地位を異にす。廣嗣敗すと雖も、久しからずして、玄昉は筑紫に配謫せられぬ。押勝に至ては、妖僧を退くること能はず。孝謙を左右すること能はず。獨り勢をして滔々廻瀾し得る能はざるまでに至らしめ、其極自ら窮阨を脱すると能はざりき。思ふに彼にして其初に於て之を察知すれば、猶防ぎ得たりしなり。然れども彼の愚なるは勢の推移するを知らざりき。小才彼の如きは固より道鏡の敵手に非ざるなり。其敗るゝも亦宜ならずや。

道鏡は非常の奸才なり。巧に孝謙をあやなして、宮廷内の勢を專にし、又多く群臣押勝に慊焉たるものと歡心を結び、之を

籠絡して動かすべからざるの勢力をつくりき。孝謙は漸く押勝の専權を忌み給へり。群臣は押勝の威福を擅にするを惡めり。道鏡は之を利用して其志を遂げんとし、押勝は之が爲に其力を用ゆるの餘地なきに至れり。孝謙を脅迫すること能はず、道鏡を退くること能はず、群臣を味方につくること能はずして、押勝は僅に孝謙を諷して都督使となり、五畿内三關近江丹波播磨等の兵事を掌り、潜に兵を聚めて形勢を挽回せんと欲せり。然れども内奏するものありて事露はれ、中宮院の鈴印を收めて、宇治より近江に走る。蓋し三關を固め兵を集めんとしたるなるべし。山背守日下部麻呂衛門少尉佐伯伊多智等先つ近江に至りて勢多橋を燒て其の進路を阻ぐ。押勝乃ち退て湖西より越前に入り、愛發關を塞かんとす。蓋し其子辛加知、越前

の國司なればなり。伊多智等馳せて越前に至り、辛加知を斬る。押勝知らずして鹽燒を立て、今帝となし、兵を遣して愛發關に入らんとして拒ぐ所となる。押勝進退據を失ひ、水路愛發關に向はんとして、風の爲に阻せられ、更に山道を取らんとして敗れ、其極水陸兩道の攻むる所となり、獨り妻子三四人と船に乗じて江に浮び、終に獲る所となりて斬られ、嬋妍花の如しと云はれたる彼の娘も、慘憺たる最期を遂ぐるに至りしと稱せらる。

押勝は洵に機略に疎なり。帝を奉じて天下に號令するを知らず、常に他の先づる所となりて進退盡く其據を失す。其子小湯麻呂薩雄、辛加知、執掉等任に衛府關國司にありと雖も、更に何等の用あらざりしなり。且つ彼の不人望なるは眞に驚くべ

き者あり。奈良麻呂の反するや、黨與連累頗る多かりき。押勝に至ては、僅に美濃少椽村國嶋、主が一味として誅に伏せられる。他は、一族及び仲石伴、石川氏人、大伴古薩、阿倍小路など云へる名もなき葉武者のみに止れり。思ふに、彼は小利巧なる度量の狭き吝ケチなる男なりしと思はる。其兄豊成をも退け、其他同族の諸子をも容れず、獨り自家一族の榮華のみを貪りて、朝廷内に大門閥を造ること能はず。乃ち滿朝の惡む所となり、衆怨の府となり、孤柱支へられざるを知らざりき。是れ即ち道鏡榮達之故にして、押勝失敗の因なり。天下のものは押勝の敗を快として、道鏡を謳歌するを禁ぜざりき。而して道鏡專權の道を開きたるは、彼等の忘れたる所なりし。

押勝敗れて、道鏡は直に大臣禪師に任せられぬ。殆ど是れ晴

天の霹靂の思ならずんば、あらず。其勅に云ふ、

さてしが、奏マナシしく、此禪師の晝夜朝廷ミカドを護り仕へまつるを見るとき、先祖トホソヤの大臣として仕へ奉りし位名を繼むと念ひて、ある人なりと云ひて、退け賜へと、奏マナシしかども、此禪師の行を見るに、至りて淨く、佛の御法ミヨウを繼ぎひろめむと、念ほしまし、朕ミコを導き護ります。己が師をや容易く退けまつらむと念ひて在りつ。さて朕ミコは髮を剃りて佛の御袈裟をきてあれども、國家の政を行はずあること得ず。佛も經にのりたまはく、國王は王位にます時は、菩薩の淨戒を受けよとのりてあり。之に依りて念へば、家を出て、も政を行ふに、豈障るべき物にはあらず。故是を以て帝ミカドの家出して、います世には、家出してある大臣もあるべしと念ひて、樂ホガひます位にはあられども、此

道鏡禪師を大臣禪師と位は授けまつる事を、もろく聞し食さへどのる。

又次に下したる詔も、實は道鏡の爲に辯じたるに外ならざるなり

天下の人誰ぞ君の臣にあらずあらむ。心淨くして仕へ奉らむ此實の朕が臣にはあらむ。夫れ人として己が先祖の名を興し繼ぎひろめむと念はずあるは、あらず。是をもて明く淨き心をもちて仕へまつらむをば、氏氏の門は絶ちたまはず、治め賜はむとのりたまふ。

道鏡は佛弟子として、將た人臣としてあるまじき所行を以て、孝謙の寵を辱うしたるなり。其行の不正にして不淨なる、人の彈指せんとする所なり。しかも頻りに清淨潔白を稱して世

間の取沙汰を打消さんとす。而して更に法師にして政事に鞅掌するの誹を辯せんが爲に、又詔勅を下し給ひて曰く、今月二十八日、大禪師の位を讓る表を覽て、具さに來意を知る。唯冲虚を守りて確く退讓を陳ぶ。然れども佛敎を隆にせんと欲すること、高位なきときは衆を服することを得ず。緇徒を勸弊すること、顯榮に非ざるときは、則ち速に進ましむること難し。今此位を施すもの豈禪師を煩すに、俗務を以てせんや。宜しく斯の意を明にして即ち來表を斷り、所司一に前勅に依て施行すべし。道鏡の辭表は人目を韜ませんが爲めの狂言なり。ほんの義理に過ぎず。詔勅も固より馴れ合ひの狂言のみ。而かも佛敎を隆にせんと欲すると、高位なきときは衆を服するとを得ず。緇徒を勸弊すること、顯榮に非ざるときは、速に進ましむると

難しとあるに至ては、是れ一に瞞着手段に過ぎず、無理とじつ

押勝既に敗る。帝の位は是と與に動搖を免れず。況や廢立は孝謙の馴れ給ふ所なるに於てをや。兵を以て帝を脅かして左の詔を授け給ふ。

掛けまくも畏き朕が天の先の帝の御命もちて、朕に勅しく天の下は朕が子いましに授け給ふ事とし云は、王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、いまし、のせむまに、縦ひ後に帝と立ちてある人は立ちの後に、汝の爲めに禮なくして従はずなめくあらむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ。又君臣の理に従ひて、貞く淨き心もちて、助け仕へまつらむし帝とある事は、得むと勅ひき。斯くある御命を朕又一人二

人の豎子等と侍りて、聞し食してありし。然るを今帝として侍る人を、此の年頃見るに、其の位にも堪へず。是れのみにあらず。今し聞くに、仲麻呂と心をかはして、竊かに朕を掃はむと謀りけり。又竊に六千の兵を發し、とのへ、又七人のみして、關に入らむとも謀りけり。精兵をして、押しひて、壞り亂りて、打滅さむと云ひけり。故是をもて、帝の位をば、退け賜ひて、親王の位賜ひて、淡路國の公と退け賜ふて、のり給ふ御事を聞し食さへとのる。

要するに言を先帝を假りて、廢立の自由なるを以てし、而して後帝を以て、押勝の黨與となし、之を誣ふるに、潜に兵を起して、孝謙を退けんとしたるを以てす。道鏡の背後に存するものあるに依ると雖も、又頗る權略に富みたる詔勅と見奉るなり。

孝謙豈内氣なる心の弱き女主ならんや。
 此間に於ける孝謙の御處置を見るに、只々辨解に忙しく、彌縫策にのみ汲々たりしなり。帝を廢したる同月下したる詔勅にもまた、此の天つ日嗣の位を朕が一人貪りて後の繼を定めじどにはあらず。今しきの間は念ひ見定むに、天の授け賜はむひとはや、くくに現れなむと念ひてなむ。定め給はぬとのり給ふとて、後嗣を定め給はざるを辯じ給ひぬ。斯くして重祚ありて天平神護と改元ありき。

是時に當て藤原豊成は右大臣として、藤原永手は大納言として皆道鏡の下にあり。孝謙の重祚はありたりと雖も、皇嗣を定むるとなく、是等の諸官人之を勸むるものなきに非ざりしも、女帝は絶て聽き給はざりき。さて此位は、天地の置き給ひ授

け給ふ位にあり。かれ是をもて、朕も天地の明らけき奇しき徴の授け給ふ人は出でなむと念ひてありと云へるなど、茫乎として雲を攫むが如き詔を以つて衆を慰撫し給ひき。是に至て余は女帝の叡慮を疑はざるを得ず。然れども當時女帝は四十有七。未だ老せりとは云ふべからず。況んや人生初めて情を解し給ひしなれば、氣も頗ぶる若やぎ給ひしなるべく、諫め奉るが如き皇嗣を立てんことは思ひもよらず。朝廷若くは國家など云へる觀念よりは道鏡可愛しと思ひ給ひしなるべしと、恐れ乍ら察し奉るなり。されば之れを齒痒しと思ひしものも少からず。其の激するものは發して倒れぬ。舍人親王の孫にして、御原王の子なる參議和氣王の如きは、其の一なり。和氣王は謀反に坐して誅せられたり。而して其の謀反なるものは、先靈に

祈願して女帝及び道鏡を呪咀したるの罪に依れり。其の先靈に奉りたる祈願書に云ふ、己が念ひ求むる事をし成し給ひては、尊き靈の子孫の遠流ミタマコトモトホクヘてあるをば、京都ミヤコに召上オモセて臣オミと成さむと。但し成字の下に无止ムシの二字あるは、楓山文庫、卜部家本、金澤文庫本にして、他には見えず。思ふに、无止ムシは或は奈牟止などにてはあらざるか。尊靈の子孫とは淡路に坐ます廢帝をや云ふにやあらん。又己が怨男女アミチノコナミナ二人あり、此を殺し給へと云へるは、明に女帝と道鏡とを指すなり。和氣王は其罪に依て伊豆に流され、途にして殺されぬ。是歲九月、淡路公（廢帝）は幽憤に勝へ兼ねて垣を踰へて逃れんとし、能はずして還る。其翌日崩御ありたるも、恠しき御最期なり。斯くの如くにして、皇嗣も定らざれば、自ら聖武皇帝の裔と名乗る天一坊も現はれ來るなり。道鏡

が觀觀の志を起し來るも偶然に非ず。

閏十月には道鏡、太政大臣禪師となり、文武百官に詔して之を拜賀せしむ。百官の意氣地なきと知るべきのみ。既に道鏡にして百官の上ウヘにありて、政治上、宗教上の首班を占むれば、神が佛の次位に位し給ふも、亦自然の結果なり。十一月の大嘗祭に、朕ミコトは佛の御弟子として、菩薩の戒イミコトを受け給ひてあり。此れに依りて、上ウヘツ方カタは三寶ホトケに供ツカへ奉り、次には天アマツ社ヤシ國クニの社ヤシの神等カミナリをも、るスやビまツつりと詔したるは、全く是が爲なり。既に政治と宗教は混同す。是に至て行基以來企てたる神佛混同、政教一致の實は即舉れり。大嘗會の詔に、神等カミナリをば、三寶ホトケより離サマて觸れぬものぞとなし、人の念ひてあるなれども、經を見まつれば、佛の御法を護りまつり、尊みまつるは、諸の神たちカミナリにいましけりと宣

ひたるは、是が爲めなり。されば、神と佛とは混同し、僧と俗とは混同し、政治と宗教とは混同して、聖武朝以後の計畫は此に全く成りたるなり。行基が神佛混同策、聖武が政教一致策の結果はまことに斯くの如かりし。

されば此時代に於ける僧侶の權力は甚だ恐るべきものあり。山階寺の僧基眞の如く道路目するに乳虎を以てす。彼は巧みに道鏡の心を取りて毘沙門天像を造りて數粒の珠子を其前に置き、稱して佛舍利を現すとす。天皇是を以つて道鏡の欺く所となり、授くるに法王の位を以てし、載するに鸞輿を以てし、衣服飲食一に供御に擬し、而して天下一人の立て之を諫むるものなし。吉備眞備の如きは、右大臣となりて揚々たり。彼は嘗て玄昉にも與し、今又道鏡にも與す。滿朝昏々として争て道

鏡を謳歌せんとす。抑も亦何が故に然るか。

押勝、藤門の胄を以て其位を踏て而して大師に上れり。彼の昇進は不自然に非ず。然ども天下之を惡て其肉を啗まんとするもの少からざりき。今や道鏡才識ありと雖も、一沙門に非ずや。女主を騙らかし、之を犯し、緇衣の身を以て前後聞きも及ばざる法王の位に上りて天下を其思ふ儘に處置せんとす。しかも滿廷閭として一人の之を咎むるものなく、天下の義士兵を擧げて之を誅せんとするあるを聞かず。偶まあれば皇胤の統にして、呪咀するの類のみ。上下が道鏡をして天位を覬覦するに至らしむるまで之を放擲したるは何が故ぞ。余は道鏡の皇胤たるが故に然るなりとの説を採らず。思ふに道鏡は押勝の如き我利々々主義の吝嗇漢に非ずして、極めて腹の大なる能

く散じ能く人を用ひたる才物なりしを信せんと欲す眞備を
擧げて右大臣となしたるもまた彼が眞備を籠絡せんとする
策に出づるなり。人才は惜氣もなく其官位を上せ是をして自
己の用たらしめんとしたる也。是に於て朝廷の士節操なきも
のは之に媚事し心あるものは張九齡の鑿に倣ひ暗に女主を
輔けて道鏡を制せんとしたるなり。眞備の如きも甚だ節操に
乏しき觀あるも多少此に留意したりしことと思はる。且つ道
鏡の才學ある宗教上の長として當時概ね佛教信者ならざる
ものなき彼等に臨て猶崇敬を起さしむべき實と名とを有し
たりしなるべく押勝が藤門出生を以て同族に惡まれたると
は事情の異なるものありしなり。斯くの如き事實の因を以て是
を道鏡皇胤説なる最も疑はしき否全く信すべからざる蜚説

に歸するは余甚だ取らず。

道鏡既に人臣の極以上に進めり。天子は之を同格に遇し百
官一人の之を非議するものなし。彼が天位を覬覦するに至り
たるは自然の進行なり。太宰の主神習宜阿曾麻呂道鏡に媚事
して八幡の神教を傳へて云ふ道鏡をして皇位に即かしめば
天下太平ならんと。果然皇嗣の定らざりし時代には斯る不屈
の説も起らざるを得ず。宇佐八幡の勢力ありたる頃なれば其
神託は容易なるものに非ず。天皇乃ち和氣清麻呂を召して宣
はく夢に人あり來りて八幡の神使と稱して云ふ事を奏せん
が爲に尼法均を請ふと。朕答へて曰く法均軟弱遠路に堪へ難
し之に代ふるに清麻呂を以てせんと。汝宜しく往て神の教を
聽くべしと。法均は清麻呂の姉にして天皇の弟子となり腹心

となれる厄なり。是時に當て天皇の叡志の如何なりしやは疑問なり。天皇は、夫れ君の位は願ひ求むるをもちて得る事はいと難しと宣ひたる君なり。然れども是は神託なり。但し神託なればとて、道鏡を天位に即かしめんとするには、多少惑ひ給ひたりしと思はる然れども再度の神託あれば、帝も敢て否み給はざりしなるべし。而して其結果は一も二もなく、道鏡即位説を打破して、清麻呂は別部穢麻呂と改名せしめられ、大隅國に流されたりと雖も、道鏡覬覦の心は之に依て妨げられ、皇統を既に微なるにつなぎ得たり。蓋し清麻呂をして此大決心あるに至らしめたるは、藤原氏其他廟堂の志士の之を助けたるものあればなり。當時の詔勅に、また此事を知りて、清麻呂等と相謀りけむ人ありと、知ろしめしてあれども、君は慈を以て云

しと宣ひたるを以ても知るべきのみ。

道鏡の即位説は破れたるも、天皇の寵遇は猶依然たりしが如し。もし帝にして絶對的に道鏡即位説に反對なれば、其失敗と與に道鏡に對する情も變ぜざるを得ず。然れども女帝は皇嗣すら立つるに意なく、弓削淨人其他のものゝ官を陞せ、姓を上せて道鏡憤怒の心を和げんとし給へり。末年願念泣罪云々の詔勅を發せられたるも、是とて政刑の苛酷なりしを悔み給へるのみ。道鏡を退けんことは思ひもよらず。百萬塔を作りて諸寺に分置し給ひしも、煩惱の絆は斷ち給ふによしなかりき。寶龜元年二月河内の由義宮に幸して御恙あらせ給ひき。世に傳ふる不敬の説は古事談に出て、水鏡亦之を載すと雖も、固より信ずべからず。四月由義宮より還幸あり。是よりして親ら事

を視給はず。群臣曾て謁見するとを得るものなく、獨り典藏從三位吉備朝臣由利臥内に入出して奏すべき事を傳へたりと云ふ。是時に當て道鏡なるものは何等の計策を廻らせしか。何等考慮する所なかりしか。思ふに群臣の謁見し得ざりしは道鏡の計略なるべし。群臣にして謁見するものあらば女帝如何に心雄々しきも皇嗣の宣言もあはるべく遺詔も出づべし。既に八幡の神託ありたれば道鏡即位の説はあらざるべくしかすがに女帝も御心細き折なれば朝廷の爲め國家の爲め道鏡に不利なる遺詔もあるべし。是れ道鏡の恐れたる所にして女帝と群臣との間を妨碍したる所以なるべし。

されば女帝は皇嗣を定むるの遺詔なくして、八月四日崩じ給へり。道鏡の意を按ずるに、彼は或は攝政たらんとを望みた

るなるべきか。然れども其生平恩を賣りし群臣一も道鏡に向ふ者なくして、盡く皇嗣問題を解釋せんと欲せり。右大臣吉備眞備等は、帝天武の孫にして、長親王の子なる曩に智努王と呼ばれたる文屋真人淨三を立てんとを主張しぬ。左大臣藤原永手内大臣良繼等は云ふ、文室淨三に十三人の子あり。後世を如何と眞備等之を聽かずして淨三を太子となさんとす。淨三固く辭す。乃ち其弟文室大市を立てんとす。又之を辭す。斯くする間に、百川は永手、良繼等と遺詔を矯め、帝天智の孫にして、施基皇子の子なる白壁王を立て、太子となせり。眞備等が後日致仕したるも、亦之に因れり。藤原氏の一族天智皇統説を唱へて、天武皇統説に打勝ちたるなり。此間に於ける道鏡は、しかすかに法師のことなれば、兵も擧げ得ず、策も廻らし兼ねて、踟躕す

る間に皇嗣既に定まりて、身は羽拔鳥みじめなる有様となり
き其造下野薬師寺別當に任せられたるは、新帝の女帝に對す
る一片の孝心なり。一杯の土未だ乾かざるに其寵臣を戮する
が如きは東洋道德に許さざる所なりと知るべし。

第十一章 百川の水

葛城寺の前なるや、豊浦寺の西なるや。ねしと、としと。櫻
井に、白壁しづくや、好き壁しづくや。ねしと、としと。しか
すれば、國ろ昌ゆるや。吾家らろ昌ゆるや。ねしと、としと。』
童謡識をなして、久しく韜晦したる、天智の裔は天武系統に
代て天の日嗣となり給へり。時に帝七十二。既に高齡にましま
せり。而して百川等の斯る老年にまさせる皇嗣を撰みたる
ものは他なし。皇子山部親王の年既に長じて賢明なればなり。
猶唐玄宗即位の前に其父睿宗の立ちしが如き状あるなり。
然れども光仁の後は聖武の皇女なる井上内親王にして、其
御子に他戸親王あり。順當よりすれば、他戸親王皇嗣たらざる

べからず。帝ももとより心此にましましき。但し他戸親王は猶
 齡弱くして、山部親王の既に分別あり、賢明の名あるが如くな
 らず。他戸親王にして皇嗣たらんは、是れ百川等の素志に非ず。
 又山部親王の本意にも非ざるべし。是に於てか繼承問題はま
 た起らざるを得ざりき。

寶龜二年正月他戸親王を立て、皇太子となす。若し皇太子
 の廢立なるもの容易ならざりし場合に於ては、如何に百川奇
 計を回らすと雖も、之をなすに於て難かりしなるべし。然れど
 も道祖王は既に光明皇后孝謙に依て廢せられ、帝淳仁は孝謙
 の爲に配流せられ給ひき。先例あること斯くの如し。百川若し
 苦計を用ふれば、彼が佐命の功を以てしては易々たらん。水鏡
 に皇后井上内親王と帝光仁との博奕談を記し、山部親王につ

きて奇恠なる説を傳へたり。然れども是にては百川皮肉の奇
 計たらずして、却て山部親王の皇嗣たるを妨ぐる憂たるべき
 筈なり。是を解して、山部親王をして皇后の歡心を得さしむる
 の策なりとなすも、一方に於ては、帝の歡心を失ふこと少々に
 非ず。思慮あり分別ある山部親王なるもの、豈好て斯る不倫不
 徳の行動をなすべけんや。且つ當時井上皇后は齡五十六なり
 と云ふ。顏齡の婦人にして、既に情慾も失せ給ひつる婦人にし
 て、帝聖武の皇女として、新に皇后となり給ひつる高貴の身分
 にして、如何でか斯る醉興なる狂戲あるべきや。若し后にして
 生來の淫縱にてましませば、既に醜聲のあるべき筈なり。老後
 の當時に於て、獨り此醜聞を傳ふるは斷じてあるべからず。思
 ふに后は女帝孝謙の異母妹にましまし、久しく嫌疑の間に白

壁王と同棲し給ひて、内助の功も少からざりしなるべく、白壁王をして孝謙稱徳朝の行路難を恙もあらせず、過さしめたるは、后與て力ありしなるべし。淫縱斯くの如くにして、如何てか、嫌疑の間を脱せしむるを得んや。

山部親王は百川及び當時要路と有司と相結びて皇嗣たりんとし給へる人なり。他戸親王及び其母后は寧ろ孤立なりき。公卿補任所引百川本京に云ふ、及寶龜天皇踐祚之日私計爲皇太子子時庶人他部在儲貳位、公數出奇計遂廢他部とあり。百川の奇計なるものは、即ち數は廻され、井上皇后と太子は其術中に陥り給ひたるこそ悲しけれ。

龜寶三年三月皇后井上内親王、巫蠱に坐して廢せらる。其詔に云ふ、

天皇が御命らまど宣ふ、御命を百官人等天下の百姓衆聞し食さへど宣る。今裳昨足島謀反の事自首し申せり。勘へ問ふに、申す事は、年を度り月を經にけり。法に勘ふるに足島も罪あるべし。然れども年を度り日を経ても臣ながら自首し申せらくを、勸め賜ひ、冠位上げ賜ひ、治め賜はくと宣ふ。天皇が御命を衆聞し食さへどの。辭別て宣はく、謀反の事に預りて、隠くして申さぬ奴等、粟田廣上安都堅石女は法のみま斬の罪に行ひ賜ふべし。然れども思はず大御心ますに、よりて、免じ賜ひなだめ賜ひて、遠流の罪に治め賜はんと宣ふ。天皇が御命を衆聞食さへど宣ふ。

同年五月皇太子他戸親王を廢して庶人となす。理由とする所は、其母井上内親王の魘魅大逆の事一二遍のみならず、遍

まねく發覺れぬとあるに依て明なり。然れども其魘魅大逆の罪なるものは果して如何なりしものなるか。粟田廣上安都堅石女なるものが罰せられたるを見るに、歷朝に最も多く罪の本體として見るべき呪咀の事なるべく、此に與りたる裳咋足島なるものが自訴したるに依て發覺したるなり。裳咋足島は自訴の功に依て從七位上より外從五位下に昇進せり。其呪咀の如何なる者なりしやは水鏡に詳なれども、要するに帝を呪咀して其崩御を希ひたりと云ふにあり。然れども是れ果して事實なるべきや。よしや事實なりとするも、そは誰人かの誘惑し奉りたるに非ざるか。后は久しく帝と連添ひ給ひ、后も帝も既に老年にましまし、餘命何ほどかあらん。后の生子は既に皇太子なれば、天つ日嗣を受けつぎ給はんことは明なるに、何の

目途ありてか、老天子の殂落を希ひ給ふべきことあらんや。無謀も極れりと云ふべし。然れども若し此に人ありて、后を唆かし、天子既に皇嗣を定め給ふと雖も、他の皇子に意なきに非ず、聖壽にして長久ならんには變測るべからずと云ふものあらば、よしや其初に於てころ信じ給はざれば、市に三虎を出すの例もあれば、手を換へ品を換へ、あらゆる方面より之を教唆せんか。女性の淺慮なる、或は百年の契を忘れて、大それた企寧ろ笑ふべき。後宮にあり勝な呪咀も起るべし。必ずしも斯る計策なりしとは云はず。斯る類の計略を作爲して、后と帝との間をそののかせしものは非ざりしか。廣嗣は玄昉眞備を除くべきを揚言して、兵を擧げたり。其弟良繼は奈良麻呂を誅せんとして、事成らざりき。百川は其弟なり。既に遺詔を矯めて、光仁を立て

たり。桓武を以て皇嗣となさんに於ても、冒險なる計略ありしことと思はる。井上皇后は其計略に甘く乗せられ給ひ、奇禍を買ひ給へるなり。人井上皇后に非ずと雖も、此難を免れんとするは容易ならざりき。

水鏡に云ふ、百川、東宮もしばし退け奉りて、心をしづめ奉らむと申し、かば、御門ゆるし給ひき。百川偽りて宣命をつくりて、人々をもよほして、太政官にして宣命を讀ましむ。皇后及び皇太子を放ち追ひ奉るべきよしなり。この事を或人御門に申すに、御門大に驚き給ひて、百川を召して后猶懲り給はず、しばし東宮を退けむと申しこひつるに、如何に斯る事はありけるや、と宣ふに、百川申して曰く、退くとは、永く退くる名なり。母罪あり、子驕れり。誠に放ち追はむに足れることなりと、少し

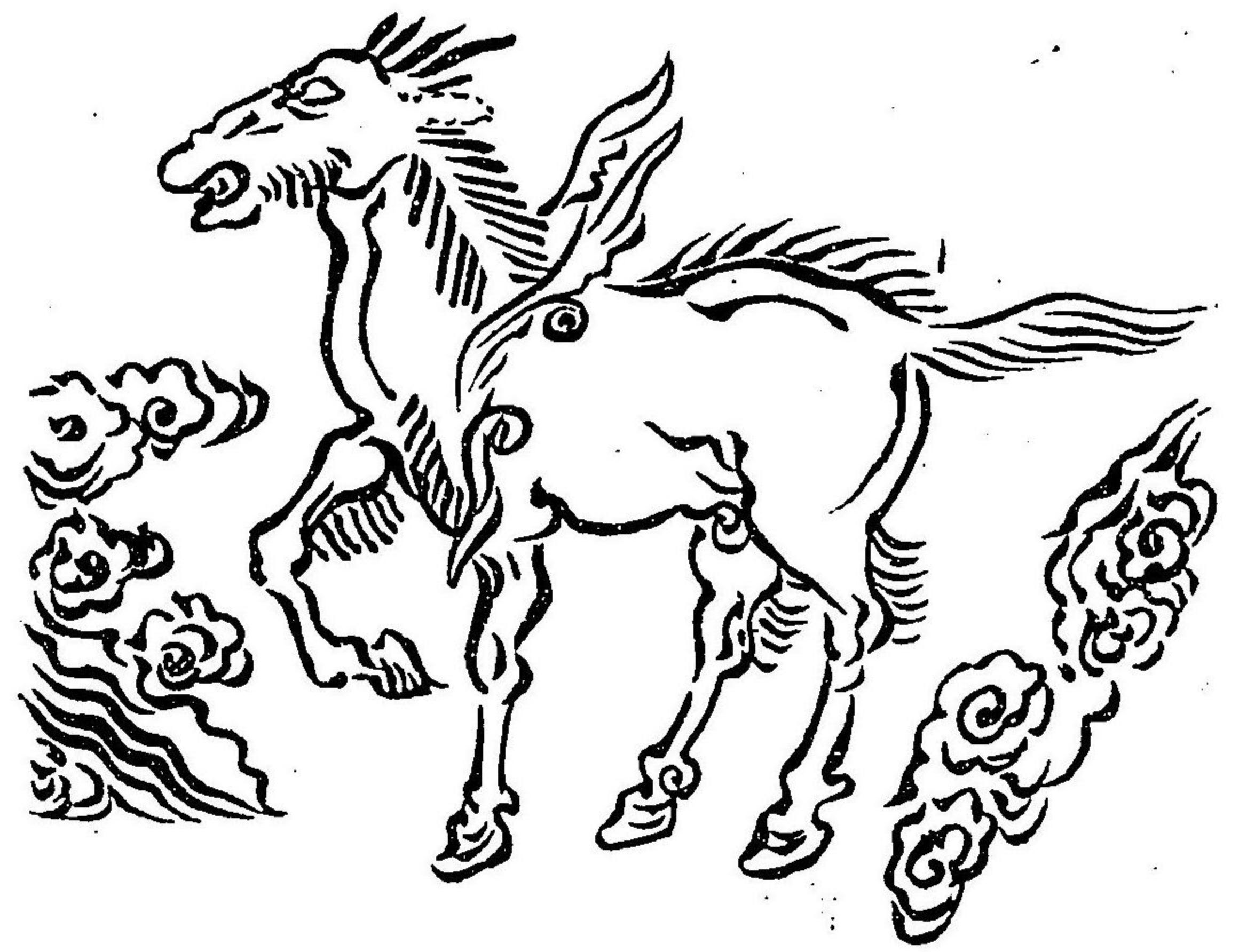
も私ある氣色なく、偏に世の爲めと思ひたる心形に顯れて見ゆしかば、御門かへりて、百川にねぢ給ひて、ともかくもの給はせずして、うちくに歎き悲ひ給ふこと限りなかりき。これも百川の謀にて位に即き給へりし、功勞のはかりもなかりしかば、只申すまゝにてねはしまし、なりと。是れ實説なるべし。百川は佐命の功を看板にして、斯る非常手段をも取るを厭はざりき。他戸親王既に廢せられて後嗣定らず。百川は山部親王を主張したるも、帝は聽き給はずして、酒人内親王を立つるの叡旨あり。藤原濱成進で藤田親王を立てんとす。百川目を怒らし、劍を按じて之を叱し、闕下に立ちて去らず。水鏡に云ふ、御門百川が心の強くゆるがざる事を御覽じて、さらば疾く山部親王の立つべきにこそと、しぶくに仰せ出し給ひしを、御言葉末

だ終らざりしに、庭にねりて手を拍ち喜ぶ聲夥しく高くして人々皆驚き騒ぎ、百川やがてつかさくを召して、山部親王の御もとへ、たて奉りて、太子に立て奉りにき。御門あわたくしく思して、呆れ給へるさまにて、うねはしましと立太子に於ける百川の力は斯くの如くに至りき。按ずるに百川は光仁が猶白壁王たるの時より山部親王と交深く、其女旅子をも納れて妃となせり。されば彼が光仁を皇嗣となすに於ても、其皇子に山部親王がありたる爲めなり。百川は固より山部親王を賢明なりとし、長者なりとし、明君なりと信じたるが故に、之を立てて、聖武以後の弊政を拂はんと欲したりしなるべし。親王を挾て、威福を擅にせんと、の私意には非ざりしが如し。若し彼にして斯る陋劣なる根性ありとすれば、井上皇后の歡心を買ひ、幼

太子を挾む方遙に利ありしことと思はる。當時に於ける彼は當に其祖鎌足を以て自ら擬し、山部親王を以て帝天智に比したりしなるべし。果然彼に先見の明ありて、山部親王は後年桓武天皇として、平安朝の初頭に燦然たる光輝を放ち給ひしなり。惜しいかな、百川壽ならず、僅に式部卿を以て四十八の齡を以て身を終りたるが爲に、永く功績を印し、福祿を擅にするを得ざりしなり。

他、戸親王にして立ち、驕婦井上内親王にして、垂簾の政を聽きたらんには、往日の光明孝謙朝を現じたるやも、知ず。桓武の即位は國家の慶事となすべき也と雖も、之を以て百川が皇后母子に對したる不法の手段を恕すべからず。其心事は容與すべしと雖も、帝光仁に對し、太子他、戸母子に對しては、臣下とし

刻所壺銀寺大東



様繪櫃辛寺大東

てあるまじき深酷なる處置をなしたるものと云ふべし。寶龜六年四月二十五日井上皇后も他戸親王も俱に死し給ひぬ。是も恠しき御最期と申すべし。されば皇后の現身龍となりたる俗説及び百川其祟によりて死したりとの傳説あるも亦無理ならぬ事なり。

帝光仁は在位十二年にして位を太子山部親王に禪り給ひき。太子立つ。是を帝桓武となす。延暦三年五月十六日中納言藤原小黑麻呂等をして山背國に至り乙訓郡長岡村の地を相せしめ都を遷さんとし六月十日中納言藤原種繼等を造長岡使となし都城を經營せしむ。種繼の經營未だ成らずして殺す所となり事皇太子に連り又廢太子の事あり斯くの如くにして奈良朝は其末に至るまで猶此弊を存し後平安朝に至ては又

皇室の争を見るに至りき思ふに帝桓武は豪華の君なり其遷都は全く此性の致す所に外ならずして其規模を擴張せんと欲し給ひたるによるなるべけれども井上皇后他戸親王の廢死は餘り夢見のよろしからざりしものありたるなるべく其紀念を留めたる奈良は久戀の地とや思し召さざりしならん是等も遷都の一因と見做さるべし然るに新都成らんとして又殺戮のとあり廢太子の事あり何等か因縁あるに似たれば長岡の新都も御心になはざりしなるべく再遷都の叡旨も是等より出でしならんか是に於て和氣清麻呂の奏を用ひ帝遊獵に托して葛野の地を相し給ひ延暦十三年十月二十八日遷都ありき是より後千二百年奈良は故都として麥秀漸々の荒墟となりぬ

第十二章 奈良のふるごと

大化以後向上的進路を取り來りたる勢力は天平の繁華に遇て高潮をなし燦たる文華を此に開きぬ帝弘文に創まり河島大津二皇子に依て繼がれたる詩は奈良朝に入て作るもの少からず天平寶字三年十一月に成れる懷風藻に載する所近江朝より奈良朝に至るの間凡一百二十篇作者六十四人藤家の棟梁不比等房前宇合麻呂の如き皆作あり殊に宇合の如きは詠ずる所六首懷風藻中第一の多數と云ふべし固より懷風藻の詠作は未だ渾熟の境に入らずと雖も當時の才學あるものは支那文學の鼎に指を染むるを禁せざりき鵬程萬里の舟に乗りて東大陸の文華を味ひ來れるものは固より之を鼓吹

し傳道して、移植の功少しとなさず。吉備眞備僅に右衛士少尉の子を以て、二十有餘歳にして唐に入り、留て學ぶと二十年、我朝の學生名を彼國に播く者、獨り眞備と安倍仲麻呂のみなりと云ふ。女帝孝謙之を師として禮記及漢書を受け給ふ。眞備、大學釋典の儀を修め、禮容始めて觀るべし。安倍仲麻呂、十七の弱齡を以て唐に入て、天寶朝文士列宿の如き間に頭角を抜き、出仕へて秘書監に至り、當代の詩人文客の重ずる所となる。

銜命將辭國、非才忝侍臣。天中戀明主、海外憶慈親。伏奏違金闕、駢驂去玉津。蓬萊鄉路遠、若木故園隣。西望懷恩日、東歸感義辰。平生一寶劍、留贈結交人。揚々たる意氣、歸て故國の文華を拓かんとす。然も惜むべし。「青海原」の吟に郷思を寄せたるも、天地無情、波濤行を阻げて、瀕

没の風説となり、李白をして、日本晁卿辭帝都、征帆一片繞蓬壺、明月不歸沈碧海、白雲秋色滿蒼梧、の輓詩あらしむ。幸にして命や得たりと雖も、再び三笠山上の月を賞するに由なく、光祿大夫御史中丞北海郡開國公食邑三千戸の高官も彼が悒鬱を散ずる能はず。綿々たる恨長へに盡きずして、彼土の鬼となれり。彼や故國に何等の功績を印せざりしと雖も、日本文明の價値を彼に知らしめたるに於て裨補なしとせず。況や萬里他卿に在て其高官を食みたるもの、古今比儔稀れなるに於てをや。

若し夫れ和歌に至ては、奈良朝は即ち萬葉歌人の輩出したる時代なり。是を初むるに、山邊赤人あり、之を終ふるに大伴家持あり、山上憶良、大伴旅人等の歌人、皆其能を奮て此時代を粧

飾せり。上には天皇皇后も歌よみ給ひ、下には賤の男女も詠嘆しぬ。感情流露し、質の自然と相去ること近し。萬葉集總て二十卷、收むる所二百六十二首の長歌と、四千七百七十三首の短歌と、六十一首の旋頭歌とあり。是を西洋紀元に見るに、奈良朝は紀元七百年代に當り、恰も羅馬帝國の末期なりき。斯る時に於て成りたる萬葉集は其載する所の詩篇、格調多く莊重、巧に對句を用ひ、よしや其詩想に於て幼稚なりとするも、其詩形に於て未だ盡さずとするも、優に日本文學史中の尤物なりとす。

歴史は此時代に於て始めて成り、太安曆の上りたる古事記あり。舍人親王等奉勅撰進したる日本書記あり。和銅年間には諸國に命じて風土紀を上らしめ、今猶其殘存のものを傳ふ。翻て當時の美術なるものを見るに、奈良朝美術の名琅々ど

して鳴る。佛教の興隆は亞細亞各國の美術の粹を鐘め、之を鑄て、而して奈良朝の美術は成れり。試に女帝推古以後、歷朝の君臣が經營したる諸大寺を見よ。推古四年十一月には法興寺の落成するあり。十一年十二月には蜂岡寺の建築あり。十四年には岡本寺、金剛寺の成るあり。十五年には法隆寺、四天王寺等の成るあり。二十年には長福寺の建築あり。二十一年には達磨寺の建てらるるあり。二十四年には千萬院の建造あり。三十年には廣隆、隆成の二寺創められ、卅三年には井上寺建てらる。帝舒明十一年には百濟大寺の移築あり。尋で焼けたるを以て女帝皇極元年には其再建あり。三年には梓削寺の營造あり。帝孝徳の大化元年には文珠院の創建あり。同五年には春山田寺の營造あり。白雉五年には善光寺成り、女帝齊明の元年には川原

寺建築せられ、三年には山階寺建てられ、帝天智二年には龍蓋寺の創建あり。同七年には崇福寺の營造あり。九年には下野の薬師寺を造り、帝天武の白鳳元年には法光寺建てられ、其二年には百濟大寺を移し、同六年改めて、大官大寺と號す。同七年には多武峯妙樂寺の營造あり。同九年には薬師寺を創建し、女帝持統の七年には東明寺の建立あり。帝文武の大寶三年には壺坂寺の建築あり。

奈良期に入ては女帝元明の和銅三年、右大臣藤原不比等、奈良に興福寺の金堂を建つ。同年大官大寺を奈良に移す。新元興寺も亦此歳を以て建造せられぬ。女帝元正の二年には元興寺を左京に移し、養老二年には法興寺を新京に移し、同三年には藤原武智麿榮山寺を建立し、同四年には僧行基大和の菩提寺

を建て、同五年八月には、不比等の周忌の爲に興福寺に、北圓堂の建立あり。同七年には筑紫國觀世音寺の營造あり。帝聖武の神龜元年には長谷寺の創建あり。天平元年には大安寺の新築あり。同二年には薬師寺東塔及び興福寺塔の建造あり。同五年には金鐘寺の建造あり。同十二年には行基の神野寺を創むるあり。同十七年には東大寺大佛の建立創まり、女帝孝謙の天平勝寶元年には西大寺の創建あり。同五年には大和國分寺の講堂の建築あり。同六年には東大寺戒壇院の建立あり。同八年には靈山寺の創建あり。廢帝淳仁の天平寶字三年には唐招提寺の建立創まり、同五年には下野薬師寺筑紫國觀世音寺の二戒壇建立せられ、山階寺の東院營造せられ、女帝稱徳の八月には岡分寺塔及び金堂の建立あり。帝光仁の寶龜元年には由義寺の

塔を造り、紀伊粉川寺の建立あり。殊に帝聖武以後佛教を以て政治の根本となし給ひしかば、大伽藍大寺院の建立少からず。府庫の立實なるものは擧げて佛教の興隆に費し、上下一意佛に奉ぜんが爲に其淨財を寄附しぬ。されば佛教的美術は帝室の歸依と人民の投財とに依て、前後に絶するの進歩をなし、健陀羅に於て東西特所の融和したる美術は、亞細亞各地の美術と俱に皆一に佛教國なる日本に注ぎ入りて、其製作を助けぬ。其意匠の源を波斯に發したるもの、また多々なりと傳へらるゝに非ずや。支那より傳來したる象嵌、印度より學び得たる金屬工藝、蒙古より其法を傳へたる乾漆、皆一に潮の如く日本に入て更に漸を以て日本の好尚を加へ、驚くべき奈良朝の美術となれり。實にや奈良朝の日本は亞細亞諸國精華の凝集して、

而して更に妙意匠と快手腕とを以て日本の美術を作り出したるなり。一字の正倉院は全亞細亞美術の寶藏なり。奈良の古都は到る所美術旺盛の遺影と聖武豪華の餘韻とを留めざるはなし。奈良朝の日本なるものまた壯なるかな。

法隆寺に遊びて其金堂に安ずる所の鞍作鳥作と傳ふる釋迦佛像、同寺の山口大口作と傳ふる四天王像、及び夢殿の觀音木像を觀、中宮寺彌勒、說相木像を觀、同寺金堂の壁畫を觀、夫より去て長谷寺に千體釋迦佛を觀、法隆寺卅三號彌陀三尊銅像を觀、藥師寺東院堂聖觀音銅像を觀、而して後藥師寺三尊の銅像を觀れば、推古式よりして天平式に至る美術製作の變遷を知るべし。而して後、東大寺戒壇院の四天王像を觀、三月堂日光月光の塑像を觀、新藥師寺十二神將、興福寺南圓堂四天王像を

觀藥師寺吉祥天女、法華寺十一面觀音を觀れば、如何に天平式なるもの、諸式を融化し、而して其巧妙なる製作をなしたるかを知了すべし。天平式なる美術製作は、帝聖武の佛教興隆の力に依て日本帝國が得たるものなりとす。

東大寺大佛の鑄造ある、當時の鑄工敢て手を加ふるものなし。獨り百濟國人の後なる國中連公麻呂、巧思ありて、竟に其功を成せり。大佛の鑄造に公麻呂の功ありたるは、即ち知るべし。と雖も、當時の製作者にして今日其名を傳ふるもの甚だ稀れなり。其名傳はらず、況や其傳に於てをや。

然れども、當時の美術製作の多くは、其源を東大陸に仰ぎたるに至ては、斷として疑ふべからず。帝聖武の大官大寺を改造せんとし給ひしや、遍く良工を求めんとして、繪旨を降す。沙門

道慈は唐國に遊びたりしもの。天皇に奏して曰く、道慈道を問ひ法を求め、唐國より來る。但一宿念あり、大寺を造らんと欲し、儉かに西明寺結構の躰を圖し取れりと。天皇聞て大に悦ばせ給ひ、以爲らく、我願滿てりと。道慈に勅して大寺を改造せしむ。緣起に云ふ、中天竺舍衛國祇園精舍は、兜率天の内院を以て規模となし、大唐の西明寺は、祇園精舍を以て規模となし、本朝の大安寺は、唐の西明寺を以て規模となすと。道慈性聰悟にして、尤も工巧に妙に、構作形製、皆其規を稟け、工匠歎寫せざるなしと云ふ。唐朝式に依て、否寧ろ印度式に依て建てられたる、輪毘の美を以て海内の偉觀たりし大安寺は、今存せずと雖も、唐僧鑑真に依て建てられたる唐招提寺は、今猶奈良と程遠からぬ地に儼存して、屋端の鸚尾と與に唐朝式寺院の模範を殘せり。

千又二百の星霜を経たるも、風雨の蝕する所とならず、劫火の焚く所とならずして、今日帝室の有たる正倉院は、天平時代の珍寶を藏して、日本の古文華を目のあたりに現らはせり。我等未だ拜觀の榮を得ずと雖も、天平時代の精粹此に鍾れりと聞く。一百五十有五櫃の収むる所、十二枚の鴨毛屏風、百三十雙の絹地繪屏風、五十九振の太刀、二十五本の鉢、三張の弓、十口の鞍、五面の琵琶、四十面の鏡、百二十二の青銅鉢よりして、象牙笛、石彫笛、瑪瑙杯、菊香盆、象牙笏、水精玉、銀透鉢、瑠璃壺、玉筥、八花形臺、硝子鉢、七寶念珠、珊瑚、瑪瑙の基石の諸珍、及び三十櫃の御衣裳、御茵蓐、七櫃の華籠、三櫃の玉幡并幡具、二櫃の天蓋并天蓋具等一に天平時代の豪華の餘韻に非ざるはなし。多くは模寫若くは模造品のみに見たる我等は、更に東大寺献物帳に依て當時

美術の精華を吹聴せざるべからず。献物帳載する所のもの、多くは正倉院に藏するものなりと雖も、今日遺存せざるものも又これあるなるべし。其六口の一なる御刀子は班犀把、紫檀鞘並金銀鏤鈿作、雜采寶珠繩三條、垂飾、雜采組係とあり。其他載する所の佩劔概ね之に類す。雜玉雙子六百五十九は水精、琥珀、黃琉璃、藍色琉璃、淺綠琉璃、綠琉璃等より成り、念珠には純金あり、白銀あり、瑪瑙あり、水精あり、琥珀あり、眞珠あり、紫琉璃あり、琴には檜木倭琴あり、銀平文琴あり、漆琴あり、金鏤新羅琴あり。琵琶には螺鈿紫檀あり。皆此れ意匠を凝らし、粧飾を美にしたるものに非ざるはなし。若し夫れ佛寺の規模宏大にして、輪奐の美を極めたる、佛像の彫琢精妙なる、而して之を飾るに珠玉寶石を鏤めて吝まざる、光彩一時に絶し、精華前後に空しと云ふ

べきなり。書は王羲之を學び帝王后妃の尊よりして、大官貴紳、寫經生まで其妙域に入れり。傳ふる所の帝聖武の宸筆、后光明子の御筆、毫端靈氣を含み、墨色芳潤を吐く。東大寺獻物帳載する所の書法二十卷、皆王羲之の搨本なり。正倉院文書、寫經生の筆蹟を收む。其試檢に第せざるものと雖も、猶筆力雄健にして勁拔なり。帝聖武の造東大寺司文后光明子の樂毅論、皆以て斯道の奥に入れり驚くべきかな。屈指千二百年の古、日本は既に斯る文華を有したりしなり。固より外國渡來の者も多からん。遺唐使留學生の齎らし來れるものもあるべく、來朝の唐人婆羅門僧渤海新羅人等の進贈品もあるべし。遠くは波斯亞拉比亞の土産もあらん。然れども派出好なる企業心ある帝聖武の如きは、是を他國の珍とのみして、愛玩せざりき。是を模倣し、若

くは之を折衷融化して、我物となすにも力め給ひしか如し。玉器の精を窮めたるも、此時代なり。玻璃玉の盛に作られたるも、此時代なり。革工の進歩したるも、此時代なり。抹金鏤、密陀僧等、髹漆の術發達したるも、此時代なり。螺鈿の工精妙に、塗泥の術大に行はれたるも、此時代なり。織工の頗る見るべきあるも、此時代なり。

盛なるかな奈良の朝。是れ帝王か最も其威を中外に示し給ひし時なり。よしや帝聖武の政治上の技倆は之を疑ひ奉つるとするも、其規模の大にして、大土木を興し、美術に、工藝に、文學に、長足の進歩を興へ給ひたる偉蹟あるは、讚し奉つらざるを得ざるなり。然れども故に英主なり明君なりとは斷言するものに非ず。藝人を保護し、家屋を美にし、裝飾を凝らし、而して其

家政を紊亂したるもの、嗚呼是れ賢明なる主人と稱すべけんや。奈良朝の遺芳に酔て史的判斷を過たざんば則ち幸なり。佛教興隆よりして大伽藍大佛像の建築盛なりし當時は、又其宮廷も壯觀なりしなるべく、延て都民の家屋をも美になしたりしこと、思はる。帝聖武の朝には、五位以上の人及び庶人の營むに堪へたるものをして白堊を塗り瓦舎を造らしめ、女帝孝謙の朝には琉璃色の瓦を以て葺き、藻績の文を以て書きたる玉の宮あり。驕奢の風推して社會一般に及ぼしたること知るべきなり。實にや奈良朝は悉く現世的満足を與へたる時代なりき。

奈良朝終

明治三十四年十月一日發行

定價金貳拾五錢

著作
所有

著者 笹川種郎

發行者 大橋新太郎

印刷者 島連太郎

印刷所 三秀舎

發兌元

東京市日本橋區本町

博文館

第一高等學校 教授 小中村義象、落合直文兩先生合著

第八版

新撰日本外史

一名世々の跡

全壹冊菊判洋裝
金字入美本

歴史の要は能く事蹟を推究して真相を記すにあり、されど亦文章明暢を缺くときは讀者その真相を解するに苦しむこと多し本書は國史國文に精通するを以て推さるゝ所の兩先生の著なれば能く事蹟の真相を得たるは勿論文章雅健雄渾にして一讀手を釋くに忍ひざる如きものあり上神代に起りて下今日に至る一貫秩然復得易からざるの良史なり

全壹冊賣價壹圓二十錢 小包目方四百匁

法學博士有賀長雄君編



增訂 帝國史略

全壹冊 菊判洋裝美本

正價壹圓五十錢 小包目方四百匁

第十版

本書は著者が多年講究の餘に出でたるものにて主として日本國民の變遷に於ける原因結果の次第を明にせるもの事實は一に正史に據りて最も正確に行文は簡明にして通暢なり一讀帝國史の要領を得るに於て物を囊に探くるか如し

發兌元

東京日本橋區本町

博文館

文 學 士 專 攻 坂 本 健 一 君 著
全 部 二 冊 世 界 史 上 卷 既 刊

洋裝背皮金文字入紙數千有餘頁

從來世界史若くは萬國史と稱するもの大抵地域を歐米に限りアールヤ以外の民族二洲以外の國土に及はざるの觀あり必竟西人が東洋の事蹟に暗きと東洋を以て蒙昧談るに足らずとするの驕傲心とに出づ是れ西人に在ては猶恕すべし我邦人の史を作るもの往々其趣を踏むもの多きは抑も亦擧に倣ふの類に非ずとせんや本書の著者馬に見る所あり敢て從前の陋習を排脱し東西洋古今の事蹟を併叙し支那は三代秦漢王霸の成敗より泰西は亞述時代波斯希臘羅馬の古事に溯り印度の上世吠陀時代に至る迄綱舉目張四方萬國を一貫す洵に世界史の稱に背かずといふべし上卷製本成る茲に博雅の採擇を待つと云ふ

正價壹圓六十錢 小包目方四百匁

發 兌 元 東 京 博 文 館

質 軒 岸 上 操 君 編

通俗德川十五代史

全 壹 冊 正價廿五錢 郵稅八錢

德川史は最近三百年間の日本の文明史なり古代史に遡らんとする者現時の史を知らんとする者共に必ず德川史に通せざる可らず然るに世未だ曾て一部精確の良書なきは豈一大缺點ならずや本編の著者之を慨し乃ち多年研鑽する所に依り西洋歴史の体例に倣ひて記述して斯編を成せり。

坪谷善四郎君著

通俗明治歷史

正價金二十五錢 郵稅八錢

徳川慶喜公政權を奉還し、政體を王政の古に復して以來、伏見鳥羽東北函館等の戦争、版籍奉還、廢藩置縣、薩長藩閥の由來、臺灣遠征、佐賀熊本鹿兒島等の叛亂、政黨の盛衰、國會開設の沿革、條約改正の顛末、日清戦争、臺灣平定の事實まで、多く肖像及地圖を挿み、極めて平易に之を編次し、齧頭には明治元勳の詳傳を掲げ、最近三十年間、帝國國勢の進化變遷は、精細に叙述して、恰も活動寫真を見るが如し、

發兌元 東京博文館

文學士坂本健一君著

日本風俗史

全壹冊洋裝菊判

正價 上並製 五十三錢 郵稅 十八錢

民人文野の別は國俗の純雜に現し社會隆汚の運は世風の張弛に觀る可し、彼奢泰の世相と緊肅の時態と表裏し文華質實交替し來れる新風舊俗の推移は豈社會の真相にして國家盛衰の運の繫るところに非ずや、此書我國風俗の沿革を叙して敢て其詳を盡すといはざるも茫々上下三千年間大局の趨勢を示すに意を致し兼て略部分の細を拆く、古人曰く民俗土宜眞學問と、乞ふ擾々たる權勢爭奪史外、別に國民全般眞意俗の開展を記する史界の半面あるを見よ。

文學士 木寺柳次郎君編

●中等教育 ●東洋歴史

全壹冊洋裝菊判
金文字入美本

世界史を分ちて東洋史西洋史と爲すは研究上又教授上頗る利あり
とす然れども從來發刊の東西洋史は著者各其人を異にし毫も統一
する所無し本書は乃ち然らず曩に西洋歴史を出して教育社會の好
評を博したる木寺文學士が幾多の日子を費し公私の圖書館を搜索
して材料を收拾し西洋歴史と同様なる主旨方法注意を以て之を案
配調理せるものなれば著者が二史を併見する者庶幾くは世界史の
大勢に通ずるを得ん

正價八十錢

郵税十二錢

文學士 笹川臨風君著

元祿時勢粧

全壹冊洋裝袖珍美本

元祿は其風俗に於て文藝に於て時勢に於て最も趣味
ある時代なり復興の氣運熟し革新の氣風吹きすさび
社會のあらゆる方面の勃興し膨脹したる時代なり此
書は即ち元祿の時代觀なり時代史なり文藝史なり社
會史なり元祿をパノラマ的に示したるものなり二百
餘年前の時勢を活動寫眞的に描きたるなり其如何な
る觀察をなしたるか如何なる筆を以て寫したるか如
何なる趣味ありや興味ありやは本書即ち能く語らん
か。

正價三十錢郵税四錢

文學士 笹川種郎 君著

●支那文學史

全壹冊洋裝菊判

支那は東洋の古國にして特に其文學は日本文學の鼻祖として苟くも日本今日の文學を研究せんと欲するものは必ず支那文學の發達沿革を玩味して今日文化の淵源する所を知悉せざる可らず本書は時代に依り種類を分ち各種文學の由來變遷を説明すること精透到れりといふべし

正價 上製 五十五錢

並製 三十五錢 郵稅 八錢

文學士 木寺柳次郎 君著

◎日本歴史

正價 上製 五十五錢

並製 三十五錢 郵稅 八錢

全壹冊洋裝菊判美本

我帝國の紀元茲に二千五百五十九年、歴代の皇統連綿すること實に百二十一代、金甌無瑕純良精美、君賢に臣忠に、誠道一貫を以て大義名分を明にす、是れ宇内萬邦に對峙して國威の隆盛を嵩め、旭旗の鮮明を示し、外邦をして均しく羨仰措く能はざらしむる所以なり、故に帝國の歴史は宇内に例なきの軌範を垂れ大に國體の基礎を固めざるべからず。茲に於てか近來日本歴史の上梓するもの枚擧に遑あらず。然共能く精を究め萃を摘むもの未だ江湖に顯はれず、これ世人の良史を待つ所以なり。著者帝國大學にありて久しく本邦の歴史を専攻し、精搜明斷、具さに歴代の史籍を究む、今ま教壇に立つて生徒を提擲せらるゝに方り、良史の闕如たるを遺憾とし、多年蓋蓄の秘蘊を釋き世人の爲め遂に本書を著はされぬ、故に行文流暢にして事實精確を究め、章節細釋紙數三百數十頁の多きに及ぶ實に是れ本邦歴史中現時稀に見るの良書と謂ふべきなり。

柏軒松井廣吉君編

增訂

新撰大日本帝國史

日本歴史中最も多く賣れ行きたるは實に本書なり今や又大訂正を加へて益々完全のものとし且つ空前の偉業として帝國歴史の一大盛觀たる征清戰の顛末を叙し開戰の原因海陸の諸戰媾和凱旋行賞臺灣平定に至るまで綱を提げ要を擧げ簡潔の文を以て之を記し以て大日本帝國の歴史を完ふせり

正價金四拾錢

郵稅十二錢

發兌元 東京 博文館

博文館發兌歷史書類

文學博士 萩野由之君著

●大日本通史 上卷 正價一圓五十錢 小包四百錢

●中等教育 日本歴史 上下 一冊五十五錢 郵稅八錢

●中等教育 日本歴史要解 全一冊 正價五十錢 郵稅六錢

●全 日本歴史評林 上下 一冊七十五錢 郵稅二十五錢

●全 日本朝通鑑 八冊 正價五十一圓 運賃五十一錢

●林羅山先生合著 林春齋先生著 註本 朝通鑑 八冊 正價五十一圓 運賃五十一錢

●學橋大郷程君著 新刻 日本政記 一〇冊 正價一圓六十錢 小包四百錢

●足立 栗園君著 通俗 日本歴史 全一冊 正價二十五錢 郵稅八錢

●増田 子信君著 新撰 日本小歴史 全一冊 正價十五錢 郵稅六錢

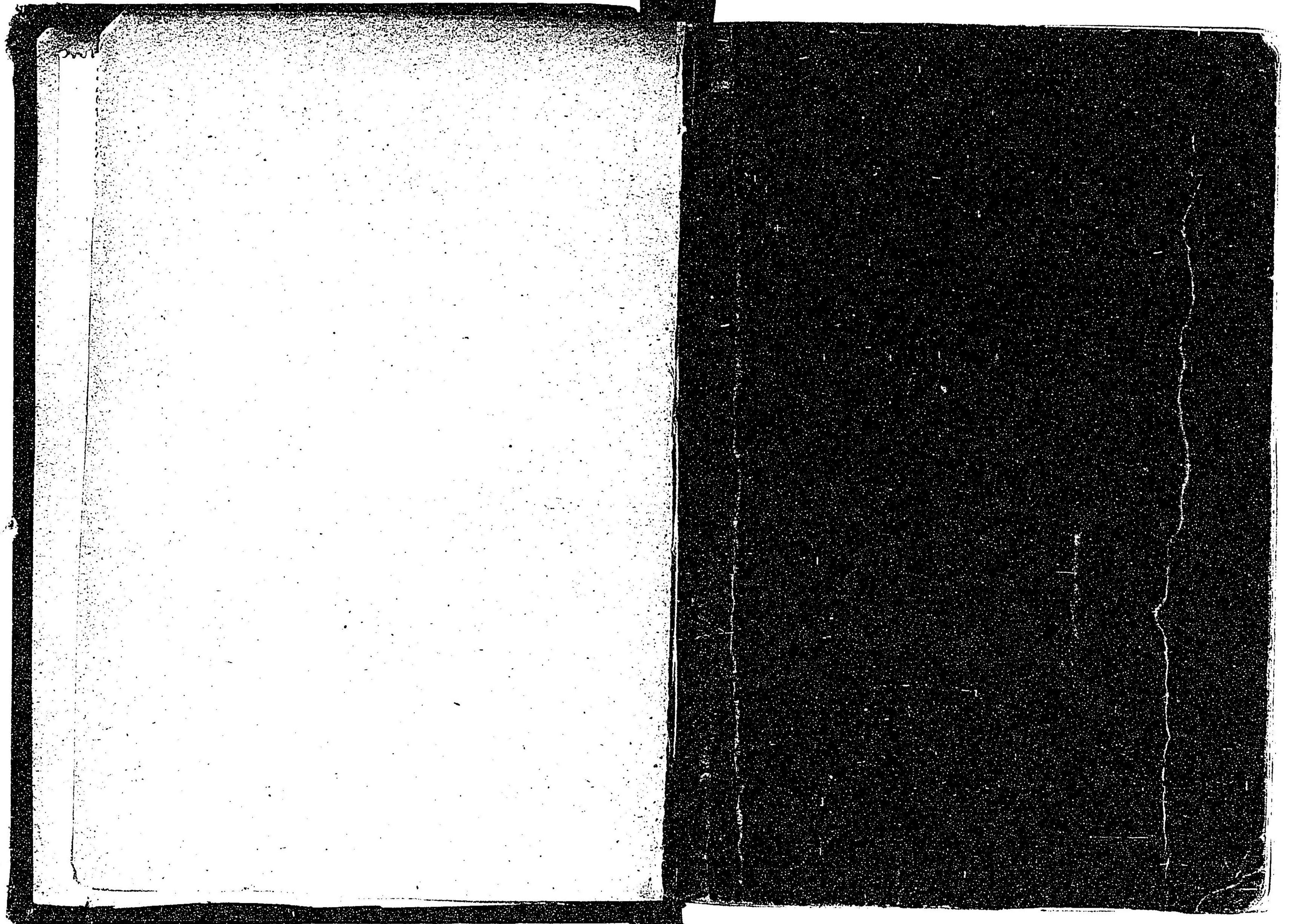
●内藤 耻史君著 德川十五代史 十二冊 一冊廿五錢 郵稅六錢

●小宮山 綏介君著 德川 太平記 上下 正價一圓五十錢 小包八百錢

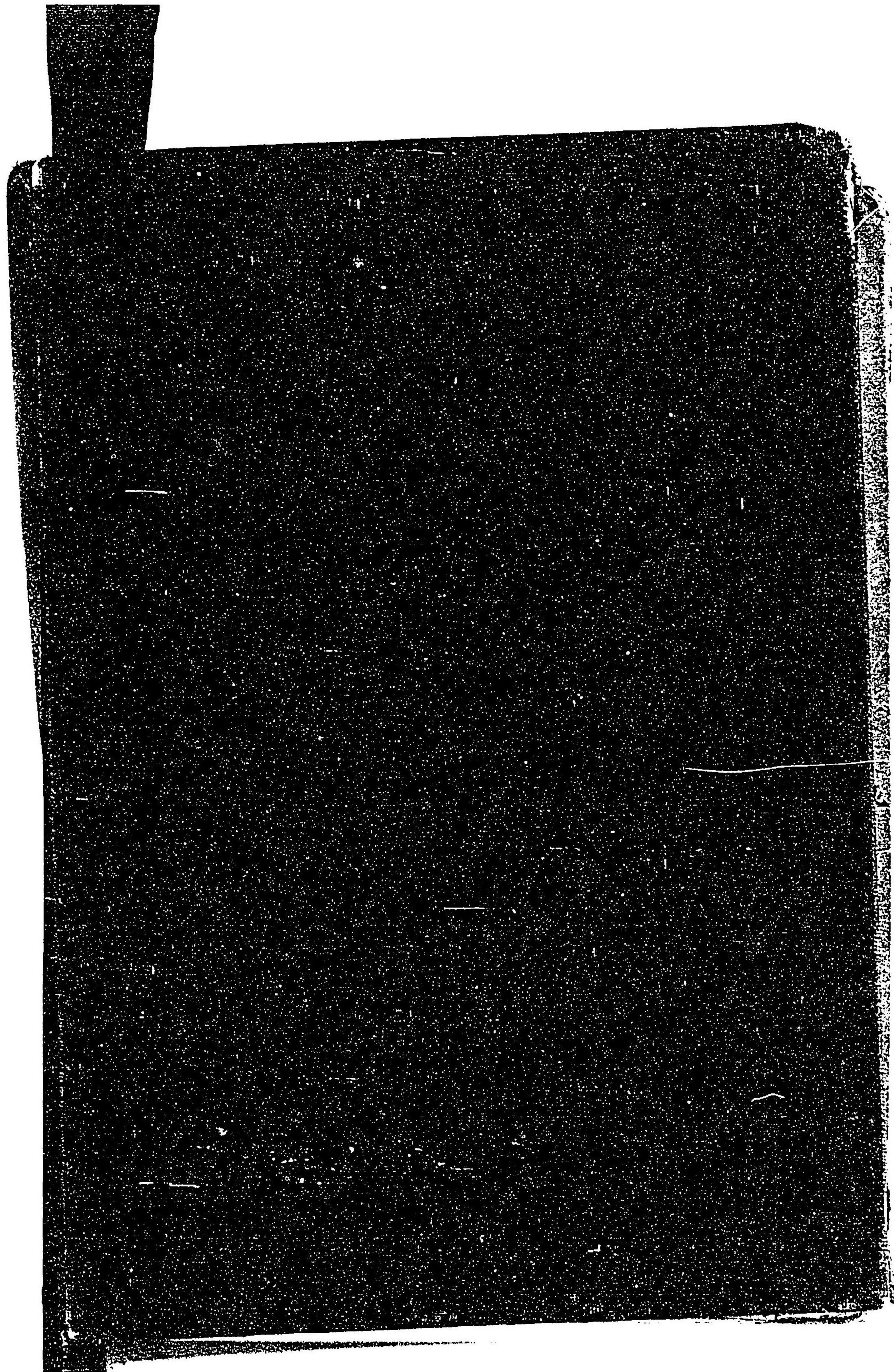
博文館發兌歷史書類

巖谷 小波君著	大和田建樹君著	福本 誠君著	長谷川誠也君著	幸田 成友君著	文學士 博文館編輯局編	高山林次郎君著	文學士 吉田己之助君著	石井 勇吉君譯	高田 早苗君著	山本利喜雄君著	文學士 吉國 藤吉君著
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
世界歷史	新體萬國歷史	新 建 國史	通俗世界歷史	十九世紀史	十九世紀史	世界文明史	英國今代史	露西亞史	西洋歷史	西洋歷史	西洋歷史
全一冊	上下	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊
郵正稅四錢	郵一稅四錢	郵正稅四錢	郵正稅四錢	郵正稅四錢	郵特稅五錢	郵並稅五錢	郵上稅五錢	小正稅四錢	郵正稅四錢	郵並稅四錢	郵上稅四錢
四錢	四錢	四錢	四錢	四錢	五錢	五錢	五錢	四錢	四錢	四錢	四錢
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

71
477



71
477



71
477

001586-000-0

71-477

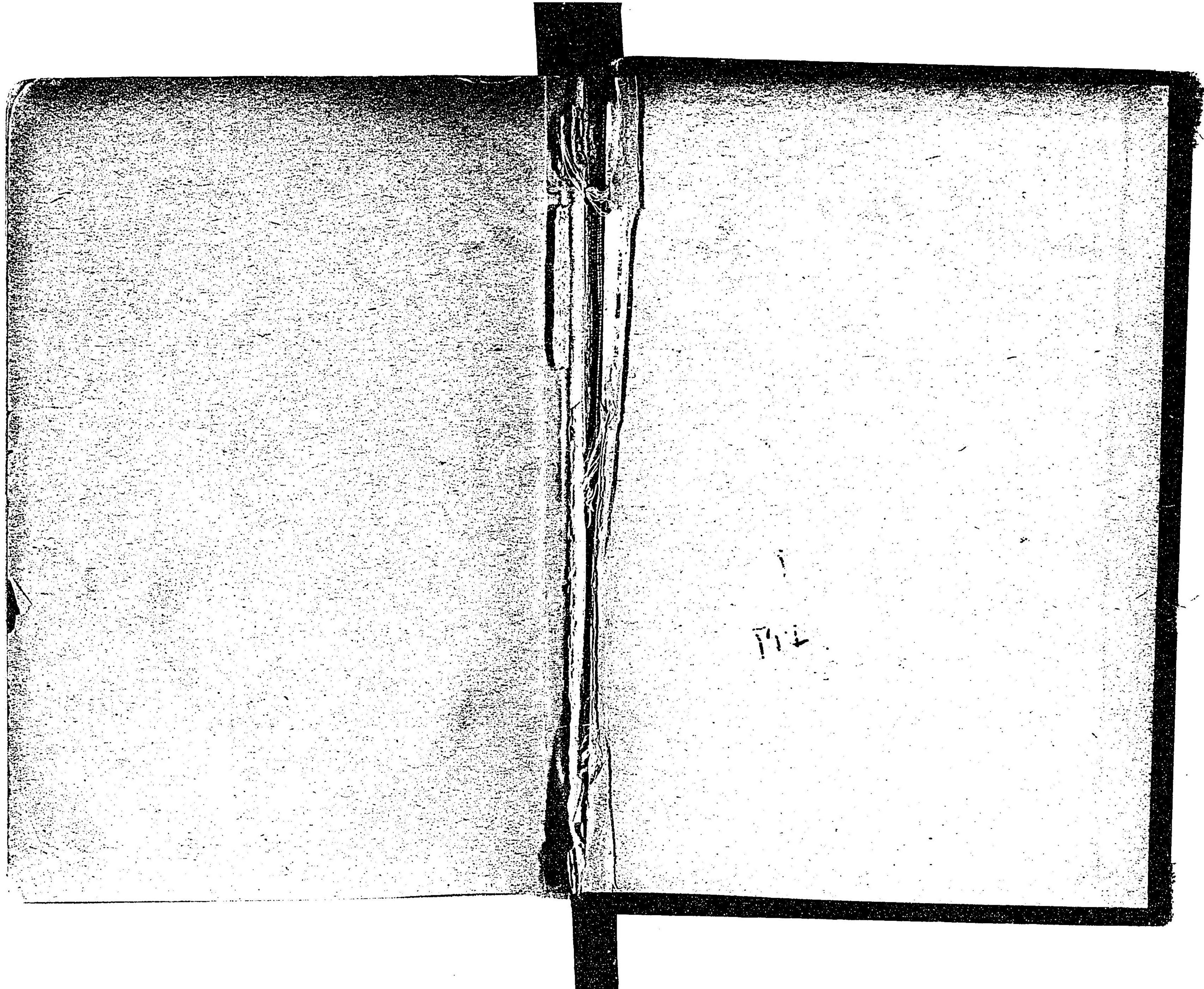
奈良朝

笹川 種郎 / 著

M34

ACB-4165





114

